

佐賀県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年八月四日から平成二十一年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道 浜玉相知線	唐津市浜玉町横田下字高虹 三〇番一地先から 唐津市鏡字生駒二六五五番 一地先まで 唐津市鏡字柿木谷四八五六 番五地先から 唐津市鏡字生駒二六五〇番 一地先まで	変更前 幅員 メートル 延長 メートル
	唐津市鏡字才三町二五一二番二地先から 唐津市鏡字生駒二六五二番一地先まで 唐津市浜玉町横田下字高虹三〇番一地先から 唐津市鏡字生駒二六五五番一地先まで	変更後 幅員 メートル 延長 メートル